

新たな在留管理制度の概要について

1 はじめに

新たな在留管理制度は、これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的にひとつにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものです。我が国に中長期間にわたり適法に在留する外国人が対象となり、在留カードが交付されるほか、届出手続などが変わります。新制度の導入により在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになり、これによって在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など適法に在留する外国人について更に利便を図ることが可能になります。

なお、新たな在留管理制度の導入に伴って外国人登録制度は廃止されることとなります。

この新たな在留管理制度は、改正入管法が公布された平成21年7月15日から3年以内の政令で定める日から施行されます。

2 対象者

新たな在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間在留する外国人で、具体的には次の①～⑥のいずれにもあてはまらない人です。

「3月」以下の在留期間が決定された人

「短期滞在」の在留資格が決定された人

「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人

これらの外国人に準じるものとして法務省令で定める人

特別永住者

在留資格を有しない人

3 在留カード

新たな在留管理制度の導入に伴い交付される在留カードは、対象となる外国人に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等の在留に係る許可に伴って交付されるものです。また、写真が表示されるほか、偽変造防止のためICチップが搭載され、券面記載事項の全部又は一部が記録されます。

在留カードの記載事項については、以下をご覧ください。

氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条第5号ロに規定する地域住居地（本邦における主たる住居の所在地）

在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日

許可の種類及び年月日

在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

就労制限の有無

資格外活動許可を受けているときはその旨

4 新たな在留管理手続の流れ

入国の審査

旅券に上陸許可の証印をするとともに、中長期在留者には在留カードを交付します。

住居地の(変更)届出

住居地を定めてから14日以内に、住居地を市区町村に届け出てください。
その後、住居地を変更した場合も同様です。

氏名等の変更届出

氏名、生年月日、性別、国籍等を変更したときは、14日以内に地方入国管理局に届け出てください。

所属機関等に関する届出

「技術」等の就労資格(「芸術」、「宗教」及び「報道」を除く)や、「留学」等の学ぶ資格
⇒所属機関の名称又は所在地の変更等が生じた場合には、14日以内に地方入国管理局に届け出てください。

「家族滞在」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」のうち、配偶者に係るもの
⇒配偶者と離婚又は死別した場合、14日以内に地方入国管理局に届け出てください。

在留カードの再交付

紛失、盗難、滅失、著しい毀損又は汚損等をした場合には、地方入国管理局に再交付を申請してください。

※上記以外の理由で在留カードの交換を希望する場合にも、再交付の申請ができます。その場合には、実費相当の手数料を負担していただきます。

在留審査

在留期間更新許可、在留資格変更許可等により中長期在留者となった場合に、在留カードを交付します。

5 利便性を向上する措置

(1) 在留期間の上限の伸長

現在上限が「3年」の在留期間を定めている在留資格について、「5年」の在留期間を法務省令で定める予定です。

また、「留学」の在留資格については、平成21年7月1日より、在留期間の最長期間が「2年3月」となっておりますが、新たな在留管理制度の導入により、新たに「4年3月」とする予定です。

(2) 再入国許可制度の見直し

みなし再入国許可制度の導入

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人で出国後1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要はなくなります。なお、例外的に再入国の許可を要する場合には、今後法務省令で定める予定です。

また、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者においては、原則として、出国後2年以内に再入国する場合には、再入国許可は不要になります。

再入国許可の有効期間の上限の伸長

再入国許可を受ける場合の再入国許可の有効期間の上限について、これまでの「3年」から「5年」に伸長されます。

また、特別永住者については、これまでの「4年」から「6年」に伸長されます。

6 罰則等

新たな在留管理制度の導入に伴い、以下のような在留資格の取消し事由、退去強制事由、罰則が設けられています。

(1) 在留資格の取消し事由（入管法第22条の4第1項）

①偽りその他不正の手段により在留特別許可を受けたこと（第5号）

②配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留すること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）（第7号）

新規上陸後又は従来の住居地を退去した後90日以内に住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）や虚偽の住居地の届出をしたこと（第8号～第10号）

(2) 退去強制事由（入管法第24条）

①在留カードの偽変造等の行為（第3号の5）

②中長期在留者の各種届出等に関する虚偽届出等や在留カードの受領・提示義務違反により懲役に処せられたこと（第4号の4）

(3) 罰則

①中長期在留者の各種届出等に関する虚偽届出等や届出等義務違反、在留カードの受領・携帯・提示義務違反（入管法第71条の2、第71条の3、第75条の2、第75条の3、第77条の2）

②不法就労助長罪の見直し（入管法第73条の2第2項）

③在留カードの偽変造等の行為に係る罰則（入管法第73条の3～第73条の6）